

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

一 医療職俸給表(一)を除くすべての俸給表について、中高年齢層が受ける俸給月額を中心に俸給月額を改定すること。(別表第一から別表第七まで、別表第八ロ及びハ並びに別表第九から別表第十一まで関係)

二 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百三十五(特定管理職員にあつては百分の百十五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の七十五)に引き下げる事。 (第十九条の四関係)

三 勤勉手当について、支給割合を百分の六十五(特定管理職員にあつては百分の八十五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の七十五)に引き下げる事。(第十九条の七関係)

四 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、その限度額を日額三万五千百円に引き下げる事。(第二十二条関係)

五 当分の間、五十五歳を超える職員(行政職俸給表(一)六級相当以上の職員に限り、指定職俸給表の適用を受ける職員等を除く。)への俸給月額の支給に当たっては、俸給月額に百分の一・五を乗じて得た額に相当する額を減額すること。(附則第八項から第十一項まで関係)

第二 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

一 期末手当について、六月期の支給割合を百分の百二十二・五（特定管理職員にあつては百分の百二・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の六十二・五）に引き下げるとともに、十二月期の支給割合を百分の百三十七・五（特定管理職員にあつては百分の百十七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の七十七・五）に引き上げること。（第十九条の四関係）

二 勤勉手当について、支給割合を百分の六十七・五（特定管理職員にあつては百分の八十七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の七十七・五）に引き上げること。（第十九条の七関係）

第三 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

一 第一号任期付研究員に適用する俸給表の全俸給月額を改定すること。（第六条関係）

二 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百五十に引き下げること。（第七条関係）

第四 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

期末手当について、六月期の支給割合を百分の百四十に引き下げるとともに、十二月期の支給割合を百分の百五十五に引き上げること。（第七条関係）

第五 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

一 特定任期付職員に適用する俸給表の全俸給月額を改定すること。（第七条関係）

二 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百五十に引き下げることに。（第八条関係）

第六 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

期末手当について、六月期の支給割合を百分の百四十に引き下げるとともに、十二月期の支給割合を百分の百五十五に引き上げること。（第八条関係）

第七 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定に基づく経過措置の算定基礎額を百分の〇・一七（指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、百分の〇・二四）引き下げることに。（附則第十一条関係）

第八 その他

一 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。ただし、第二、第四及び第六は、平成二十三年四月一日から施行すること。

二 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。